

外国籍児童と異文化間教育 — 愛知県を中心に —

安達 理恵

Foreign Children and Intercultural Education : Focusing on Aichi Prefecture

Rie Adachi

要約：近年急激に外国籍児童生徒が増えてきたが、特に愛知県での増加は顕著となっていることもあり、学習支援が十分対応ができていないと言いがたい。また外国籍の児童生徒には、日本語教育だけでなく、進学など将来を考えると多様な支援が必要となるが、支援体制が追いついていない現状が見られる。学習支援が乏しくなりがちな状況にある外国籍児童生徒の学びの背景と、彼らを取り巻く教育について主に愛知県を中心に、どのような支援体制や教育的な施策が望ましいか考える。

キーワード：多文化共生, 外国籍児童生徒, 日本語教育, 学習支援, 異文化間教育

1. はじめに

文部科学省(2022a)によると、公立学校に在籍している外国籍児童生徒数は、リーマンショック後わずかに減少したものの、増加し続けており、令和3年(2021年)5月現在で11万4,800人を超えている。また「日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数」も過去最高の4万7千人超となっている。同時に「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数」は10,726人でやはり前回調査より増加している。日本語指導が必要な母語別割合では、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語の順となっており、これらの児童生徒は、全国各地の学校に在籍しており、学校数は8,400校以上となっている。

都道府県別に日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の在籍人数で見ると(文部科学省, 2022a)、愛知県は10,749人で突出して多く、2番目の神奈川県(5,261人の倍以上)となっている。外国籍の子どもたち等を受け入れる地域や学校では、受入れ体制の整備や日本語指導の充実など多くの取組を行ってきた。しかし愛知県の場合、近年の増加は目覚ましく(表1・図1参照)、支援が十分でない現状がある。これは、県内の外国人住民数の増加(愛知県、

2022b)と一致しており、2008年のリーマンショックによって増加は一旦滞ったが、ここ10年間は人数も総人口に対する割合も増えている。県内の多くの学校では急激に外国籍児童が増えたことで対応が追いついていない面もある。但し外国籍の保護者には、その子供に日本の教育を受けさせる義務はないため、外国籍の子供すべてが日本の学校に在籍してはいない。例えば、愛知県の場合、23の外国人学校があり(愛知県, 2022a)、このうち半分以上の12校はブラジル人学校となっている。保護者は母語教育を受けさせるため外国人学校を選択しても、経済状態によりブラジル人学校から日本の公立小中学校に転校することもある。また、文部科学省(2022a)が示す通り、日本語指導を必要とする日本国籍の児童生徒も増えている。加えて、在籍人数は学校により異なる、母語も様々であるなど、これら児童生徒の状況は多様化している。

本稿では、多様な学習環境にある外国籍の子どもたちの学びを中心に、彼らを取り巻く教育環境や日本の学校での異文化にまつわる教育に焦点を当て、愛知県を中心に教育改善や教育政策のあり方を考えたい。

表1. 愛知県の在籍外国籍児童・生徒
の人数の推移

年度	小学校	中学校
2008	6,483	2,493
2009	6,338	2,628
2010	5,952	2,768
2011	5,852	2,780
2012	5,885	3,066
2013	6,069	2,980
2014	6,337	2,981
2015	6,676	2,906
2016	7,327	3,211
2017	8,023	3,502
2018	8,758	3,755
2019	9,562	4,129
2020	10,307	4,416
2021	10,727	4,631

※愛知県(2022c)より作成

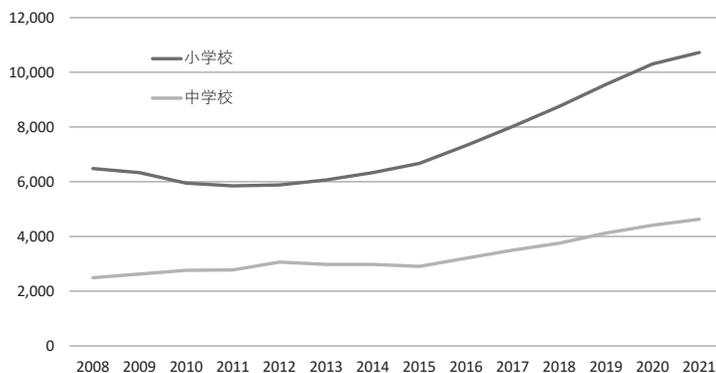


図1. 愛知県の在籍外国籍児童・生徒の人数の推移

2. 外国籍児童の教育状況

外国籍児童に対応する学習支援には、①放課後や長期休暇などに指導をする補充学習、②難しい教科では別の教室で日本語学習を中心に行う取り出し指導、③バイリンガル相談員や国際教室担当教員が教室に入って支援する在籍学級で指導する入り込みなどがあるが、2014年に「特別の教育課程」制度が導入（文部科学省，2014a）されて以来、より目標とすべき指導・支援体制が明確化した。この制度では、外国籍児童の教育を受ける機会を確保し、教員免許を有する日本語指導担当教員などが取り出し指導を中心に、個別の指導を計画して実施することになっている。

例えば、愛知県（2019a）では、学習初期段階では、日本語初期指導教室として主に日常の学校生活を送るための日本語指導を2～3か月行い、その後、日常会話は可能でも日本語指導が必要な場合に、取り出し学習支援を日本語教育適応学級担当教員が在籍の空き教室で行うとしている。一般に、文部科学省（2020）によると、国による日本語指導担当教員の加配は、18人に1人となっているが、上記愛知県によると、1つの小学校に対象児童生徒が10人以上いる場合は、20人毎に1人の教員を追加で配置し、10人以上いない場合も、市町村全体で10人以上いれば教員1人を配置している*1。

加えて愛知県（2019a）によると、日本語教育適応学級担当教員の他に、各教育事務所から非常勤の多言語（ポルトガル語4名、スペイン語4名、フィリピン語3名）に対応する語学相談員を派遣しており、学習支援や母語指導、教育相談、保護者との通訳や連絡など多岐にわたる支援を行っている。また教員向けにも外国人児童生徒教育講座を2002年から毎年実施しており、さらに近年は学習を支援するためのICT機器も導入している。これらは、小学校学習指導要領（文部科学省，2017）の総則第4の2特別な配慮を必要とする児童への指導の中で、日本語の習得に困難のある児童生徒への指導を明記したことからも明らかになっている*2。

このように、近年の外国籍児童の急激な増加により、愛知県の支援も次第に拡充されているようになってきたが、次節で述べるように未だ多様な課題も多い。

3. 外国籍児童の学習における課題

3-1 学習支援の不足

外国籍児童の課題としては、まず、学習支援が足りない、という点である。「特別の教育課程」の日本語指導の現状（文部科学省，2021）によると、一人一人に合わせた「個別の指導計画」の作成により学習効果は高くなると考えられるものの、個別指導

計画に基づき日本語指導を受けている児童生徒の割合は、外国籍は60.8%、日本国籍は57.3%となっている。これらの数値は2014年に比べ2018年で倍増している一方、特別な指導を受けていない外国籍および日本国籍の児童生徒も20%以上いることが明らかになっている。愛知県（2019a）の場合、日本語教育が必要な外国人児童生徒数9100人に対し、県独自の加配分も含め日本語教育適応学級担当の配置人数は602名となっており、単純計算すれば15人以上の児童生徒に対し、教員一人となる。

文部科学省（2014b）によれば、「特別の教育課程」による日本語指導の目的は、「児童生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすること」（下線は筆者）となっている。つまり、児童生徒一人一人に対し「JSLカリキュラム」（日本語と教科内容を学ぶための文部科学省開発のカリキュラム）に基づいて、日本語指導計画の作成・評価を実施することになっている。しかしながら、日本の学校に適応させるだけでなく、個別の教科の学びまで自律してできるように支援するには、15人に1人の教員では難しく、実際、県内すべての学校で個別の指導がされているわけではない。

また、外国籍児童の日本語能力がどう評価されているかを見てみると、文部科学省（2022a）の「10. 日本語指導が必要な児童生徒等の判断基準等について」では、DLA（教科学習に困難を感じている児童生徒を対象とした対話型の評価方法）や類似の日本語能力で判定している小学校は15%にすぎず、60%は児童の学校生活や学習の様子から判断し、20%は来日してからの期間を対象基準としている。さらに、学習内容については、「11. 日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導の内容等」によると、日本語基礎が最も多く、教科の補習も次に多いものの、JSLカリキュラムによる日本語と教科の統合学習の実施は、およそ20%強のみである。また、「特別の教育課程」による指導を実施していない場合の理由には、「日本語と教科の統合的指導を行う担当教員がない」が最も多い。したがって、このような結果からも「JSLカリキュラムに則った特別の教育課程」による個々の児童に対する日本語指導は十分整って

いるとは言い難い。次節では、愛知県の外国籍児童生徒の学習支援の課題について、さらに詳細に見ていく。

3-2 高校進学

将来のキャリアを考えると、高校進学は必要でありそれには基礎的な日本語力だけでなく、各教科についても十分理解する学力が重要となる。文部科学省（2022a）の「12. 日本語指導が必要な中学生等の進路状況」によると、全中学生等の進学率は99.2%なのに対し、日本語指導が必要な中学生等は89.9%と10%ほど低い。また同「13. 日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況」によると、全高校生等の中退率は1.3%に対し、日本語指導が必要な高校生等は9.6%と7倍以上高い。また同参考の「①-1. 都道府県別 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の学校種別在籍状況」を見ると、例えば、愛知県の場合、小学校の在籍人数が7,169人に対し、中学では2,826人、高校は674人と、高等教育になるほど減少傾向にあることが分かる。一方、神奈川県の場合は*³、小学校が3,558人に対し、中学では1,066人、高校は614人となっている。中学校に対する高校の生徒数の割合は、愛知県では24%だが、神奈川県は60%、東京都は90%となっている*⁴（表2・図2参照）。外国籍生徒の進学率の全国平均は89.9%であるため、愛知県は極端に少ないと言える。

愛知県（2022c）によると、令和3年度の外国人児童生徒全体の人数は、小学校10,727人、中学校4,631人、高校1,455人と、やはり高校への入学者はかなり少なくなっている。最も、14年前の平成20年の外国人児童生徒数は、小学校6,483人、中学校2,493人、高校625人となっているため、その時よりは小学校に対する高校の生徒数の割合は、9.6%から13.6%になっており、改善していると推測できる（表2参照）。

では高校への進学支援を比べてみる。愛知県（2019b）では、外国人の子どもや保護者に進路に関する情報を提供することを目的に、進路開拓・進路応援ガイドブックを5言語で作成している。しかし、内容はキャリア教育に近く、進路について考えるための情報や一般的な高校入試の説明が中心に

表2. 県別の在籍外国籍児童・生徒の人数の推移

	外国籍児童生徒数 愛知県		外国籍児童生徒数 神奈川県		日本語指導が 必要： 愛知2021	日本語指導が 必要： 神奈川2021	日本語指導が 必要： 東京2021
	2008	2021	2005	2020			
小学校	6,483	10,727	4,001	6,736	7,169	3,558	2,055
中学校	2,493	4,631	1,739	2,549	2,826	1,066	797
高校	625	1,455	データなし	1,604	674	614	718
高校/中学校の 生徒数の割合					0.24	0.58	0.90

※文部科学省(2022a), 愛知県(2022c), 神奈川県(2022a), 外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会(2022)を元に作成

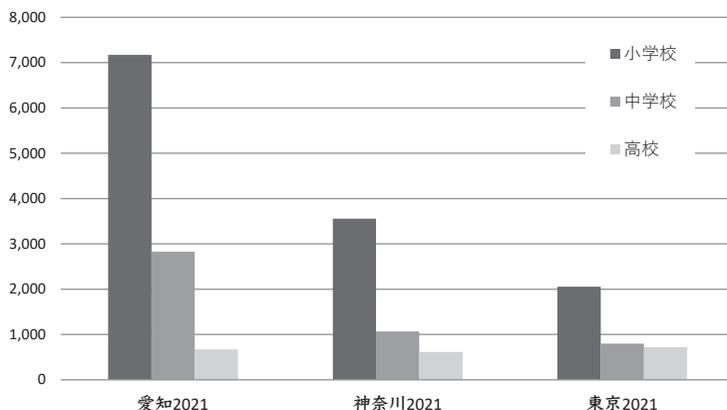


図2. 日本語指導が必要な外国籍児童・生徒 (愛知・神奈川・東京)

なっている。なお、「外国人生徒及中国帰国生徒等にかかる入学者選抜」対象（原則小学4年生以上の学年に編入学した生徒）には、問題文にルビふり実施の県立高校が4校あることが示されている。

また愛知県（2019a）では、外国人生徒等への入試の配慮として、特別な入学者選抜を県立高等学校9校で、2020年度は11校で行っている。具体的な配慮として、国語、数学及び外国語（英語）では基礎的な内容を扱い、問題の漢字にはルビを振り、面接は個人面接をしている。この結果、2019年度入試では志願者数42名に対し、合格者30名であった。また、定時制課程前期選抜でも同様にルビ振りなどの配慮が行われており、申請者数146名対し、合格者数113名であった。ただし、表2の外国籍生徒数からもわかるように、愛知県の中学には2021年は4,500人超の外国籍児童生徒が在籍していることを考慮すると、この枠組みでは、進学支援や受入体制が十分とは言えないと考えられる。

一方、神奈川県（神奈川県、2022b）の場合、ま

ず全10言語による「公立高校入学のためのガイドブック」では、高校の種類、受検までに必要なこと、準備する資料の書き方、入学後の授業料などの情報が記載されている。また一般募集とは異なる特別募集では、問題文にルビ付きの学力検査が全日制16校と定時制4校で実施されている。また一般募集では、すべての公立高校において、海外から移住してきて6年以内の生徒であれば、①問題文にルビ付き、②学力検査時間の延長（最長1.5倍）、③面接などで分かりやすい言葉でゆっくり話す、などの受検方法が示されている。

さらに神奈川県の場合は高校入学後も、県内の県立高校・市立高校26校（神奈川県立高校24校、横浜市立高校1校、川崎市立高校1校）に、36名の多文化教育コーディネーターを派遣している（認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ、2022）。支援内容は、高校入学後の授業や放課後補習などでの教科や日本語の学習支援も行っており、加えて高校でのこれら生徒への支援や成果や課題を

表3. 外国籍児童生徒の学習にまつわる課題の原因と状況と解決策

	1 小中学校における初期指導についての課題について				2 就職支援について	3 小学校への早期適応（プレスクール）		
原因	海外から来て間もない／経済的な理由によりブラジル人学校から公立学校に来た	加配教員は必ずしも（外国籍児童生徒の）語学が堪能ではない	外国人の子どもが散住している	語学相談員の派遣があっても1月に1回程度	企業としてどういった能力を求めているのか学校側では把握できていない	外国人の子どもに対する乳幼児教育（しつけなど）がうまくなされていないことが多い	保護者は子どもの教育、学校行事に無関心	子どもの時に日本に来て、頻繁な転職や母国との行き来で学習についていけない、子どもに言葉を教えることができない
状況	日本語の初期指導がないため、内容が全く理解できず置き去りになっている。	母語も日本語も読めない場合もあるので支援が難しい			派遣会社を通じて就職試験を受けた生徒の中には適性検査として知能テストのような形式の試験が課されたケースもある	外国にルーツを持つ乳幼児教育についてはまだ目が向けられていない		小学校を出ていないためダブルリミテッド（母語も日本語も読み書きが不自由）のまま親になっているケースも
解決策	日本語のわからない子どもに簡単な語りかけ（指示）ができるような素材があると良い	初期指導（日本語と外国語）のできるスタッフチームを必要な時に2-3時間の指導を週に2回程度1か月間位集中的に派遣してもらう			企業がどのような能力（日本語能力も含め）を求めているか知ることができれば、指導の仕方もわかる			

明らかにするため、入学後の詳細な調査も行っている。

このように、愛知県と比べて神奈川県では、高校への受験準備から進学後まで、かなり手厚い進学のための支援体制が整っており、それが、外国籍の高校生の増加につながっていると推測できる。

3-3 愛知県日本語教育事業における課題

愛知県（2021）によると、2015年以来、「地域の外国人に係わる様々な立場の方々が一堂に会して外国人の日本語教育について話し合う会議」として「あいち外国人の日本語教育推進会議」が設立、「こども部会」と「おとな部会」に分かれて議論されてきた。議事録をみると、外国籍児童生徒に関わっている会議委員などから、さまざまな学習支援・進路上の課題が報告されている。

例えば、2015年開催の第1回こども部会配布資料の中の「事前に送付したテーマ資料」（愛知県，2021）によると、・加配教員は必ずしも（外国籍児童生徒の）語学が堪能ではない、・語学相談員の派遣があっても1月に1回程度、・頻繁な転職や母国との行き来で子どもが学習についていけない、など多様な課題が挙げられている（表3参照）。

それに対し、複数回の会議を経て、2020年度には「あいち地域日本語教育推進センター」（愛知県多文化共生推進室，2022）が設置されることになった。しかし、その内容を見ると、やはり課題があると考えられる。まず地域日本語教育という名の通り、①地域主体、すなわち市町村が主体となって日本語教室の設置・運営を行う、としている点である。当然ながら自治体によって、外国籍住人および児童生徒数は大きく異なる上、財政状況も異なる。自治体任せでは、財源は乏しい一方で外国籍住民の人数が多い場合、支援が非常に限定されたものになってしまう。実際に同資料のスライド13枚目によると、日本語教育を成人及び子どもを対象に実施しているのは県内で19市町にすぎず、一切していないところも9市町ある。

次に②初期日本語教育モデル事業も課題であろう。初期日本語教育をそれぞれの地域で、幅広く住民を対象に実施するのは良い面もある。しかし、「ごく身近で基本的な日本語でのコミュニケーションができる」ことを目的とするため、外国籍児童生徒の教科も含めた学習支援にはあまり効果がない。同様に大人を対象とする支援も、就職活動を視野に入れるのであれば、より高度な日本語力が必要となろう。

また、③組織的な課題もある。「あいち地域日本語教育推進センター」は、多文化共生推進室内に置かれるため、センター長は同室長となっており、実質活動する総括コーディネーターは、常勤の臨時的任用職員となっている。これについては、2021年度「あいち外国人の日本語教育推進会議 議事録」（愛知県、2021）の中で、委員の尾崎氏は以下のようにセンターの運営に疑問を述べている。

「2021年度の愛知県の予算は3,300万ぐらいで、500万円が総括コーディネーターの費用として載っています。2022年度、来年度の予算が3,900万円です。総括コーディネーター500万円と載っています。増えていないのです。これだけのことをやろうとしているのに、総括コーディネーターはずっと一人なのかということが、私が一番言いたかったことです。体制整備事業は5年計画でやっていくのだから、最終年度くらいには総括コーディネーターは1人じゃなくて2人か3人にしていけないと駄目で、1人でこの計画を実行するのは無理だと思います。」

その雇用形態は、臨時任用と書かれていますが、臨時任用であるとはどういうことを意図しているのですか。毎年毎年、様子を見ながら続けるかどうか決めるのが臨時任用という意味だとしたら、これはやめていただかなくてははいけません。」

尾崎氏が述べている通り、県の日本語教育を総括するのが臨時任用のコーディネーター一人では、十分な支援ができないことは明らかであろう。結局、表3の7年前の課題については、プレスクール事業などでいくつかは改善されている兆しはあるものの、「あいち地域日本語教育推進センター」の設立以降も、特に公立学校での学習支援の課題は、現状の体制からすると、人員・資金の不足から、解決されないと考えられる。

3-4 山積する学習上の多様な課題

外国籍児童生徒の学習課題には、さらに不就学の問題もある。文部科学省（2022b）では、全ての外国人の子供の就学実態の把握と教育機会確保の必要性から、令和元年度に「外国人の子供の就学状況等調査」に着手し、令和4年に2回目の結果を公表した。それによると、不就学の可能性があると考えら

れる外国人の子供の数を計算する^{*5}と、10,046人となり、さらに転居や出国予定を加えると13,240人になることを示している。このような不就学に関する調査が行われるようになったことは評価すべきで、また前回より不就学者の減少が見られるが、依然、不就学の外国籍児童生徒が一定数いることは明らかである。愛知県内の不就学の子どもは、愛知県多文化共生推進室（2018）によると、2018年時点で2,563人おり、それ以前から不就学者は15%程度いたことが示されている。これは、文部科学省（2022b）による全国の不就学者13,240人と比較すると、外国籍の子どもの合計人数133,210人の10%程度であるため、愛知県の不就学率は全国平均より1.5倍高いと言える。

2022年現在の愛知県の不就学の外国籍児童生徒数は公表されていないものの、表1のデータから外国籍児童生徒数は今も増え続けていること、また文部科学省（2022b）の「第2 就学促進の取組」によると、未だに住民登録手続きの際の就学に関する説明が不十分な自治体もあり、外国人保護者も十分理解できない可能性もあることなどから、現在も相当数が不就学状態にあると推測される。

さらには学校での支援体制が十分でないという理由^{*6}で特別支援学級に入っている外国籍児童生徒もいる。知的障害などがある場合に特別支援学級を市区町村の教育委員会などから勧められる現状があるが、NHK（2022）と毎日新聞取材班（2020）では、本来は知的障害のない外国籍の子どもたちが、特別支援学級を勧められる事態が起こっていると報告している。その背景には、障害があるかどうか判断する際に用いられるIQ検査が日本人の子どもを対象にしたものであるため、日本語能力が十分でない場合には、知能が低く判断されてしまう現状があるようだ。

実際、愛知県の場合、表4から明らかなように、静岡の次に、日本語指導が必要な外国籍の子どもの特別支援学級在籍率が高くなっている。この背景には、支援学級に入るか否かは、各自治体任せの判断になっているため、学校に学習支援体制が整っていない場合は、児童生徒の日本語能力が十分でない状態で検査を受けさせた結果として、支援学級に配置さ

表4. 主な都道府県の小学校と中学校の外国籍児童生徒数と特別支援学級人数

	愛知県	神奈川	静岡	東京	大阪
小学校	7,169	3,558	2,582	2,053	1,749
特別支援学級	400	115	245	39	117
割合	5.6%	3.2%	9.5%	1.9%	6.7%
中学校	2,826	1,066	947	797	958
特別支援学級	100	53	88	10	32
割合	3.5%	5.0%	9.3%	1.3%	3.3%

※文部科学省(2022a)を元に作成。小学校の在籍人数順に記載。

れる可能性がある。例えば2017年時点で特別支援学級在籍率が最も多い市町村では、20%近くにもなっている（毎日新聞取材班, 2020）。

加えて夜間中学の問題もある。文部科学省(2022c)は、夜間中学を少なくとも各都道府県・指定都市に1校を設置するように促進しており、2022年現在、中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）は15都道府県に40校が設置されている。これに関連した法律、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」も、2016年（平成28年）12月に公布されて以来、6年が経過したが、愛知県には全国で最も外国籍児童生徒数が多いにも関わらず、未だに夜間中学は設置されていない*7。これについて、小島（2020）は、1973年に中学夜間学級は設立されたものの、夜間中学については、名古屋市は2019年時点において設置の意向はないと明らかにしている。その背景として名古屋市側の論点として、○ニーズ調査はしてはいるが現状の夜間学級で十分機能しているという認識、○夜間中学のあり方についての協議会は愛知県などと慎重に進める旨の合意、○夜間中学は、公益財団法人愛知県教育スポーツ振興財団が運営し、愛知県は補助、名古屋市は教員派遣で協力する体制となっている、などが挙げられている。このように、現状の夜間中学学級でさえ公的機関が主体ではないため、担当・責任部署も曖昧になる恐れがある。夜間中学設立までは、様々な壁があると考えられる。

外国籍の子どもたちの不就学率や特別支援学級在籍率が高いということは、学校現場での支援が未だ十分とは言えない状況であることを明示している。もちろん、特に愛知県においては、急激な児童生徒数の増加に支援が追い付いていない状況もあろう。

しかしながら、これからの将来、地域の労働層を担う中心的な人材となる児童生徒には、日本国籍・外国籍に関係なく、学習支援を一層進めていく必要がある。高等教育への進学ができず中卒資格しか持たない、あるいは不就学や義務教育適齢期を過ぎ学習機会を逃してしまった外国籍の子どもたちが、このまま増加すれば、非正規雇用の外国人住民がさらに増え続け、やがては高齢化した彼らをどう支援するのか、社会保障の面からも考えなければならない。将来の医療介護の負担費増大を避けるためにも、県は将来を見据えて本腰を入れて、学習支援体制をより強化し、教育状況を一刻も早く改善することが求められる。

4. 多文化共生のための異文化間教育

外国籍の子どもたちが学校に適応するには、周りの日本人児童生徒の態度意識も大きく影響する。異文化間の交流活動や異文化理解のための教育は、少しずつ学校で広がりつつあるものの、そのような取り組みはさらに拡大・進展させていく必要がある。

例えば、愛知県生涯学習課（2022）では「ユネスコスクール活性化事業」として平和や国際的な連携を実践する学校を支援するため、活動事例集を公開している。また独立行政法人 JICA 中部（2020）においても、小学校と国内の外国人との交流会などを実施した報告が記載されている。いずれも内容は、どちらかという開発教育や環境教育が多いものの、多文化共生や異文化理解の視点を育成するのに役立つ部分はあろう。但し外国籍の子どもたちのエンパワーメントという視点からも、彼らのアイデンティティを肯定する（カミンズ・中島, 2021）機会として、母語文化や母語言語を取り入れた活動を実践していくことが望まれる。

今後、学校における多文化共生や異文化間教育を真に推進するには、外国籍児童生徒や教員だけでなく、すべての児童生徒の意識向上が重要となる。多文化共生を目指した学校づくりのためには、横浜市の飯田北いちょう小学校（菊池, 2018）や同潮田小学校（山脇・服部, 2019）の活動事例のような実践例を県の学校教育課や教育委員会などで集約し、情

報を幅広く他の学校にも共有・提供していくことで、県内すべての学校での多文化共生のための異文化間教育の実践が望まれる。そしてそれは、外国籍児童生徒のためだけでなく、グローバル化した社会を生き抜くため、また世界規模の課題解決のために、すべての児童生徒に必要な異文化間能力を養うことに繋がる。

5. 今後の展望

愛知県での外国籍児童生徒の急増の背景には、1990年の「出入国管理及び難民認定法」改定により、日系2世、3世やその家族の就労が合法化され、県内の主に製造業で働く労働者が増加したことに由来する。それ以来すでに30年以上が経過し、2019年には「日本語教育の推進に関する法律」も制定された(文化庁, 2019)。県などの自治体には、外国籍の子どもたちの学習支援により主体的に取り組むことが求められる。そのためには、県内に夜間中学を複数校設立し、進学支援までの教育を実施すること、さらにはそこを拠点に外国籍児童生徒の学習支援センター校も設置することが必要と考える。センター校には一定数の日本語教育および教科内容指導の支援教員、および母語教育を含めた異文化間教育の実践支援教員など、各種の専門的知識技能のある人員を確保すべきだろう。そして、県内の全ての小中学校からの要請に応じて、学習支援員や、語学相談員、その他生活全般の相談員を派遣する仕組みを整えるべきである。

多くの外国籍の子どもたちが勉強したくても機会を失い、無支援状態で放置されているなどの実態がある(毎日新聞取材班, 2020)。人口減少と高齢化がますます進む日本では、すでに外国籍の若者が社会を下支えしている。彼らは、国籍だけの違いがあるだけで、税金を納め、地域に貢献し、日本語もある程度話し、日本を終の棲家とする可能性も高い同じ市民である。私たち一人ひとりの市民意識の在り様が今、問われている。

注

1. 例えば、小学校1校に5人のみでも同じ市町村の他の

小学校とあわせて10人以上いれば複数校に1人配置し、1校で18人いればその学校に定数により1人配置、20人になれば2人配置となる。

2. 以下の通りである。「イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする」
3. 本稿では神奈川県との比較をしているが、これは神奈川県には愛知県の次に外国籍児童生徒が多いことと、以前から外国籍児童生徒の対応に取り組んできたことによる。
4. 高校の在籍生徒数の中学校の在籍生徒数に対する割合は、入学時の年齢差もあるため高校進学率とは言えないが、人数の差はある程度進学率に繋がると考えられる。
5. 住民基本台帳の人数から、①義務教育学校や外国人学校の在籍数、②不就学として把握している人数、③転居や出国予定、④就学状況を把握できていない人数を引いた人数に、再度②と④を足して算出した数となっている。
6. 愛知県(2017)の資料による。
7. 本稿の上梓直前に出された愛知県教育委員会(2022)によると、今後県内に4校の日本語の基礎を学ぶための夜間中学設置を検討しているが、別途県内9箇所に設置の「若者・外国人未来塾」において主に高卒認定試験合格のための学習支援としているため、これら夜間中学では中学校レベルの教科内容の学びはできない可能性がある。

引用文献

- 愛知県(2017)「あいち外国人の日本語教育推進会議 ワーキンググループ(こども部会) 議事録」(2022年11月取得)
https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/232746_728512_misc.pdf
- 愛知県(2019a)「第1回 日本語教育推進関係者会議愛知県の学校教育における日本語指導について」(2022年11月取得)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000544474.pdf>

- 愛知県 (2019b) 「外国につながる子どもたちの進路開拓・進路応援ガイドブック」(2022年11月取得)
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/shinro-guide-book.html>
- 愛知県 (2021) 「あいち外国人の日本語教育推進会議」(2022年11月取得)
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/nihongokyoiku-suishinkaigi.html>
- 愛知県 (2022a) 「愛知県内の外国人学校に対する調査について」(2022年11月取得)
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/buraziruzingakko202101.html>
- 愛知県 (2022b) 「愛知県内の市町村における外国人住民数の状況」(2022年11月取得)
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/gaikokuzinju-minsu-2022-6.html>
- 愛知県 (2022c) 「愛知県の外国人児童生徒数の状況」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/0000083257.html> (2022年11月取得)
- 愛知県教育委員会 (2022) 「定時制・通信制教育アップデートプラン (案)」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/teitu-update.html>
- 愛知県生涯学習課 (2022) 「ユネスコスクール活性化事業」
<https://www.pref.aichi.jp/site/social-education/unescokasseika.html>
- 愛知県多文化共生推進室 (2018) 資料2-1 「外国籍の子どもの就学について」(2022年11月取得)
https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/259597_884588_misc.pdf
- 愛知県多文化共生推進室 (2022) 資料2 「愛知県における地域日本語教育体制整備事業について」(2022年11月取得)
https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/390338_1714909_misc.pdf
- NHK (2022) 「特別支援学級に外国人の子どもが多い? なぜ?」(2022年11月取得)
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220328/k10013552231000.html>
- 外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会 (2022) 「都道府県立高校における外国人生徒・中国帰国生徒等に対する2022年度入試の概要」
https://www.kikokusha-center.or.jp/shien_joho/shingaku/kokonyushi/other/2021/2021houkokushoA4.pdf
- 神奈川県 (2022a) 「神奈川県公立学校外国につながるの児童・生徒の在籍状況の推移」(2022年11月取得)
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/kokusai/kokusai-kyouiku.html>
- 神奈川県 (2022b) 「公立高校入学のためのガイドブック (令和5年度版:全10言語)」(2022年11月取得)
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/nihongobogo.html>
- 菊池聡 (2018) 『超多国籍学校は今日もにぎやか!』岩波ジュニア新書
- 小島祥美 (2020) 「愛知県における公立夜間中学の必要性に関する考察—学齡を超過した外国人青少年に向けた学び直し支援の充実化の視点から—」基礎教育保障学研究, 第4号.
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jasbel/4/0/4_54/_article/-char/ja/
- ジム・カミンズ・中島和子 (2021) 『言語マイノリティを支える教育』明石書店
- 独立行政法人国際協力機構 JICA 中部 (2020) 「ひろばニュース」(2022年11月取得)
<https://www.jica.go.jp/nagoya-hiroba/news/2022/index.html>
- 認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ (2022) 「多文化教育コーディネーター」(2022年11月取得)
<https://me-net.or.jp/service/coordinate/>
- 文化庁 (2019) 「日本語教育の推進に関する法律の施行について」(2022年12月取得)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/1418260.html
- 毎日新聞取材班 (2020) 『にほんでいきる』明石書店
- 文部科学省 (2014a) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について (通知)」(2022年11月取得)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm
- 文部科学省 (2014b) 「『特別の教育課程』による日本語指導の位置付け」(2022年11月取得)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341926.htm

- 文部科学省（2017）「小学校学習指導要領」（平成29年告示）
（2022年11月取得）
https://www.mext.go.jp/content/1413522_001.pdf
- 文部科学省（2020）「公立小中学校等の学級編制及び教職員定数の仕組み」（2022年11月取得）
https://www.mext.go.jp/content/20200221-mext_syoto02-000005120_5.pdf
- 文部科学省（2021）「外国人児童生徒等に関する文部科学省の取組について」（2022年11月取得）
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001342224.pdf>
- 文部科学省（2022a）「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）結果の概要」（2022年11月取得）
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569_00003.htm
- 文部科学省（2022b）「外国人の子供の就学状況等調査（令和3年度）」の結果について」（2022年11月取得）
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421568_00002.htm
- 文部科学省（2022c）「夜間中学の設置促進・充実について」（2022年11月取得）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakn/index.htm
- 山脇啓造・服部信雄（2019）『多文化共生の学校づくり』
明石書店